

山形県と花王株式会社との子育て支援に関する連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と花王株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、山形県において社会全体で生まれてくる赤ちゃんと子育て家庭を応援する取組みを推進することによって、「子育てするなら山形県」の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、山形県内の市町村（以下「市町村」という。）が出生届を受理した全ての新生児に対し、乙が生産する新生児用紙おむつ製品及びお祝いメッセージカードそれぞれ一つ（以下「贈呈品」という。）を贈呈する「メリーズお誕生プレゼント事業（以下「事業」という。）」の実施について連携・協力する。

（事業の実施方法）

第3条 事業は、次の各号に定めるところにより実施する。

- （1）甲は、市町村において事業の実施に必要な贈呈品の数量（年間の出生届の受理件数に応じた数量）及び配送先を取りまとめ、甲と乙が協議して別に定める日までに乙に報告する。
- （2）乙は、甲から報告を受けた事業の実施に必要な贈呈品を無償で提供するものとし、甲及び乙で協議して別に定める日までに市町村に配送する。
- （3）市町村において、出生届を受理した新生児に対し、贈呈品を贈呈する。
- （4）甲は、市町村が贈呈した贈呈品の数量を3か月毎に取りまとめ、乙に報告する。
- （5）甲は、12月31日時点で、乙から市町村に配送された新生児用紙おむつ製品に未贈呈のものがある場合（配送日を含む6か月後の月末までに贈呈されなかったものを除く。）、その数量を取りまとめ、甲と乙が協議して別に定める日までに乙に報告する。

（贈呈品の利用）

第4条 甲は、贈呈品を事業にのみ利用し、次項に定める場合を除き、その他の目的のために利用することができないものとする。市町村においても同様とする。

2 市町村において、乙から配送された新生児用紙おむつ製品のうち、配送日を含む6か月後の月末までに贈呈しなかったものについては、事業以外の子育て支援のために利用することができるものとする。この場合、甲は、市町村において事業以外に利用した数量を3か月毎に取りまとめ、乙に報告する。

(個人情報の取扱い)

第5条 前2条に規定する報告については、個人情報を一切含めないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、平成30年4月1日から発効し、有効期間は平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了1か月前までに甲又は乙から終了の申し出がないときは、更に翌年3月31日まで有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

(変更又は解除)

第7条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、その対応を決定するものとする。

(協定内容等の公表)

第8条 甲及び乙は、本協定の内容及び事業の内容について、自由に公表することができるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉 村 美栄子

乙 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
花王株式会社
酒田工場長

奥 村 正 秀